

- 食品安全マネジメントは、国際機関等の他に民間主体の団体(GFSI)により規格化。
国では、GFSIで承認された日本発の規格(JFS規格)の維持・普及等を支援。
- 食品安全の基礎となるHACCPは、食品衛生法において令和3年6月から制度化。

○ 食品安全マネジメントとは

- 1 食品の安全を維持するための運営管理を指す。
- 2 食品安全マネジメント規格として、ISOやCODEXのような国際機関によるものの他、民間主体のGFSIによるものもある。

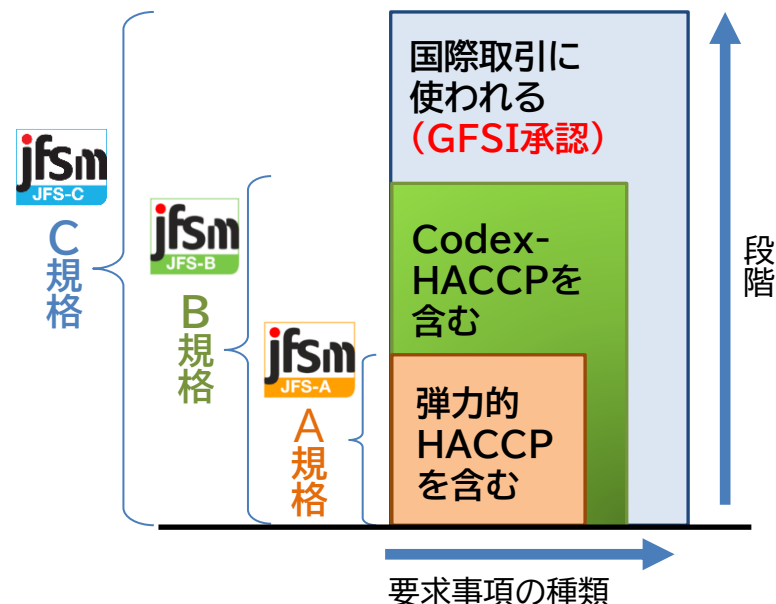
GFSI: Global Food Safety Initiative (世界食品安全イニシアティブ)

世界的に展開する食品企業が集まり、食品安全の向上と消費者の信頼強化のため、協働して食品安全管理規格の承認等を行う民間団体(2000年設立)

■ GFSI承認の認証プログラム

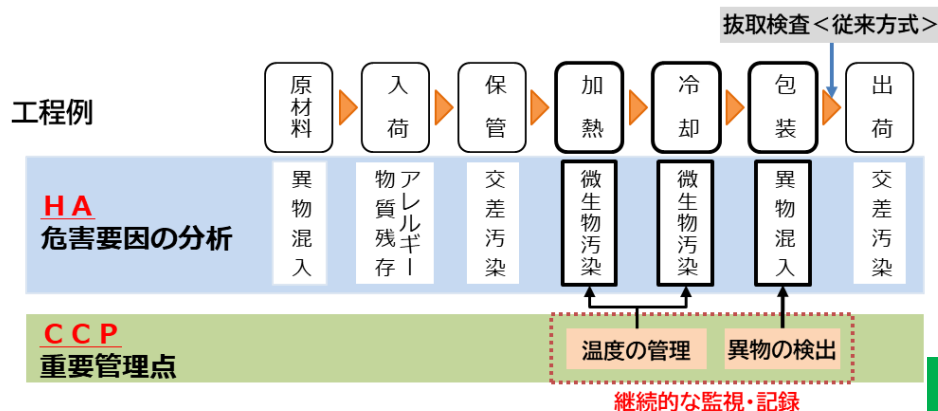


○ 日本発の食品安全マネジメント規格(JFS規格)



○ HACCP (「ハサップ」 Hazard Analysis Critical Control Point) とは

- 1 原材料の受入れから最終製品までの工程ごとに、
微生物による汚染、金属の混入などの危害要因(HA)
を分析した上で、危害の防止につながる
特に重要な工程(CCP)を継続的に監視・記録する
「工程管理システム」
- 2 これまでの品質管理の手法である最終製品の抜取
検査に比べ、より効果的に問題のある製品の出荷を
未然に防ぐことが可能



- GAP (Good Agricultural Practices: 農業生産工程管理) は、農業生産の各工程の実施、記録、点検及び評価を行うことによる持続的な改善活動のこと。
- 農林水産省では、「食品安全」、「環境保全」、「労働安全」、「人権保護」、「農場経営管理」の5分野を含むGAPを国際水準GAPと呼称し、ガイドラインを策定し普及を進めている。

○国際水準GAPの5分野

<食品安全>

- ・使用する水のリスク管理
- ・異物混入の防止
- ・農薬の適正使用と記録
- ・農産物取扱施設の衛生管理等

<環境保全>

- ・温室効果ガス削減の取組
- ・土づくりや施肥設計を通じた土壌管理
- ・総合的病害虫・雑草管理 (IPM) の実施
- ・廃棄物の適正処理・利用等

<労働安全>

- ・機械・設備の点検・整備
- ・作業安全用の保護具の着用
- ・農場内の整理整頓、清掃
- ・農薬の適切な取扱と保管等

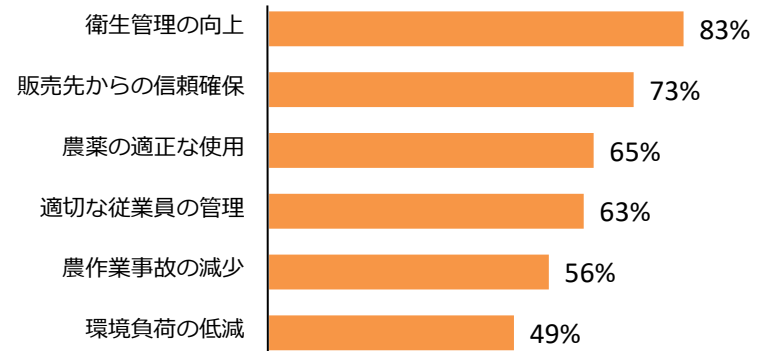
<人権保護>

- ・労働者への労働条件の提示と遵守
- ・家族間の十分な話し合いに基づく家族経営の実施
- ・技能実習生等の受入に係る環境整備等

<農場経営管理>

- ・業務毎の責任者の配置と農場ルールの策定
- ・トレーサビリティの確保と記録の作成・保存
- ・クレームへの対応手順の策定等

○GAPが農業経営に与える主な効果



「効果があった」と回答した経営体の割合

※ 令和6年度にGAP認証を取得していた経営体を対象に農林水産省が(一財)日本GAP協会、(一社)GAP普及推進機構を通じて行ったアンケート調査の結果を基に作成(回答数158)

○日本での主なGAP認証 (いずれも5つの取組分野を網羅した国際水準のGAP認証)

	JGAP	ASIAGAP※4	GLOBALG.A.P.
運営主体	一般財団法人 日本GAP協会		FoodPLUS GmbH (ドイツ)
GFSI承認※1	—	青果物、穀物、茶	青果物・水産養殖の一部※3
認証取得経営体数 (国内農畜産業) ※2	4,932	1,761	721

※1 GFSI (Global Food Safety Initiative) とは、グローバルに展開する小売事業者・食品製造業者等が集まり、食品安全の向上と消費者の信頼強化に向け発足した組織。

※2 JGAP及びASIAGAPは(一財)日本GAP協会公表。GLOBALG.A.P.は、GLOBALG.A.P.提供。令和7年3月末時点。複数の認証を取得している経営体については重複計上。

※3 GLOBALG.A.P.の青果物にはSmartとGFSの2つの規格が存在する。GFSI規格と同等性確認されているのはGFS規格である。穀物と茶については、市場からの要請が少ないため同等性確認は行われていない。

※4 (一財)日本GAP協会が運営主体となっているASIAGAPは2028年に終了。

- 豚熱については、我が国では平成30年9月に26年ぶりに発生を確認して以来、令和7年6月までに24都県99事例の発生。九州では、野生イノシシでの感染が増加。
- アフリカ豚熱については、平成30年8月、中国での発生以降、アジアで感染が拡大。
- 家畜の伝染性疾病に適切に対処するため、飼養衛生管理基準の遵守徹底、水際対策の強化等を推進。

豚熱・アフリカ豚熱とは

○ 豚熱

- ・ 宿主：豚、いのしし（人には感染しない）
- ・ 症状：急性、亜急性、慢性型等多様な病態を示す。白血球減少。
(有効なワクチンが存在)

○ アフリカ豚熱

- ・ 宿主：豚、いのしし(ダニによっても媒介)（人には感染しない）
- ・ 症状：突然死や急性から慢性の症状、無症状等の幅広い病態を示す。
(有効なワクチンは存在しない)

※両疾病とも、発生すると、地域の畜産業に大きな影響。家畜伝染病予防法に基づき患畜・疑似患畜の殺処分、移動制限等を実施。

豚熱・アフリカ豚熱の状況

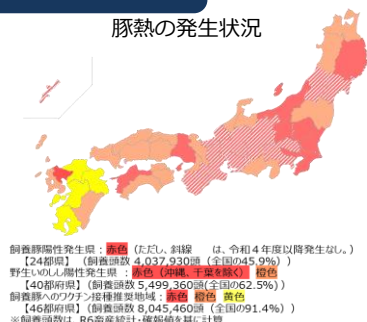
○ 豚熱

- ・ 飼養豚では、平成30年9月に26年ぶりに発生して以来、令和7年6月までに24都県・99事例の発生を確認。令和7年は、群馬県で4例、千葉で1例発生(6月末時点)。
- ・ 九州では、野生イノシシでの発生が相次いでおり、令和7年2月に長崎県、4月及び6月に宮崎県で発生。

○ アフリカ豚熱

- ・ 平成30年8月に中国においてアジア初の発生。その後、アジア全域に拡大(東アジアでは日本と台湾のみ非発生)。
- ・ 国内侵入リスクが増大する中、水際検疫を強化。

豚熱の発生状況



アフリカ豚熱の発生報告状況



主な豚熱・アフリカ豚熱対策

1. 養豚場における対策

- 令和元年10月にワクチン接種を開始。令和5年9月末までに北海道を除く46都府県をワクチン接種推奨地域に指定。令和4年12月、豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針を改正し、要件を満たす飼養衛生管理者によるワクチン接種を可能とした。発生時の殺処分頭数を低減する取組として農場の分割管理を推進。

2. 感染経路の遮断対策

- 野生動物侵入防護柵の設置、食品循環資源利用飼料(エコフィード)の加熱基準厳格化等の飼養衛生管理基準の遵守徹底を都道府県を通じて生産者に指導。

3. 野生イノシシ対策

- 野生イノシシから飼養豚への感染を防ぐため、サーベイランス・捕獲の強化、経口ワクチン散布、山林に立ち入る者等への防疫対策の周知など、野生イノシシ対策を実施。

4. 豚熱清浄化ロードマップの策定

- 養豚農業の振興に関する基本方針(令和7年4月)において、「豚熱については、今後、現下の発生状況やこれまでの対策の効果を踏まえつつ、関係者が連携し、清浄化に向けた道筋を示す。」とされたところ。これを踏まえ、令和7年6月末に国としての清浄化に向けたロードマップを公表。

5. 水際対策

- アフリカ豚熱等の家畜伝染病の侵入リスクが増大する中、CIQ関係行政機関や航空会社等との連携強化、先端技術等の活用による効果的な検査体制の構築、動植物検疫制度の周知徹底などの水際検疫体制の強化や、輸入禁止品に係る国内における取締強化について検討。
- 政府一体となってアフリカ豚熱侵入防止に向けた対応を進めるため、令和7年6月末に「ASFの侵入防止に向けた水際検疫等の強化について」関係省庁申合せを実施。

○ 高病原性鳥インフルエンザについては、令和6年シーズンは家きんにおいて14道県51例発生し、約932万羽が殺処分対象となった。（令和4年シーズンは過去最多の26道県84事例発生し、1,771万羽が殺処分対象となった。）

○ 今後に向けて、疫学調査等で得られた知見に基づき、農場等における更なる発生予防対策、殺処分による影響を緩和するための農場の分割管理の活用等を行っていく。

高病原性鳥インフルエンザについて

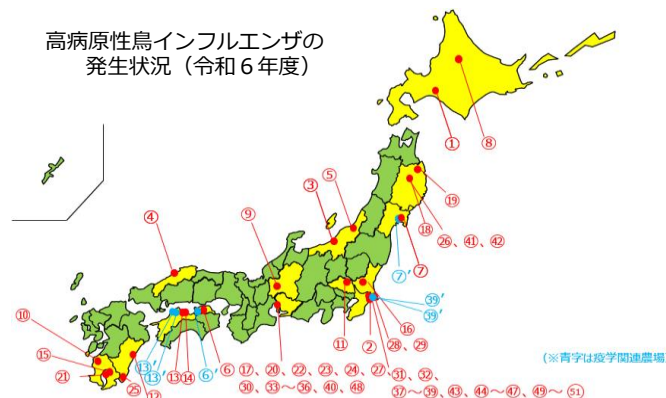
○ 国際獣疫事務局（WOAH）が定める診断基準により高病原性鳥インフルエンザウイルスと判定されたA型インフルエンザウイルスの感染による疾病。

○ 渡り鳥により国内へ持ち込まれることが多く、冬季に発生しやすい。

※発生すると、家畜伝染病予防法に基づき患畜・疑似患畜の殺処分、移動制限等を実施。地域の畜産業に大きな影響。

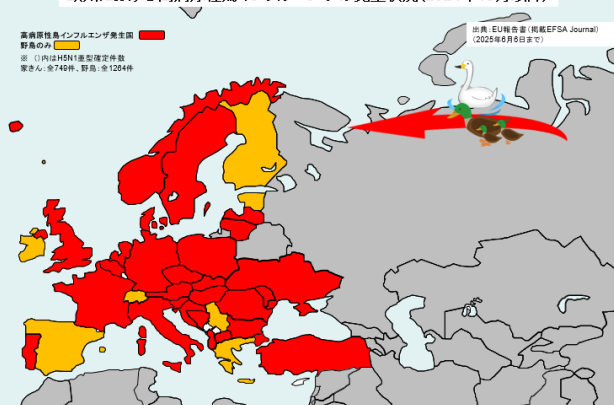
我が国での発生状況

・ 令和6年シーズンは**14道県51事例**の発生（殺処分羽数は**約932万羽**）。
（令和4年シーズンは過去最多の26道県84事例発生、殺処分羽数は1,771万羽）

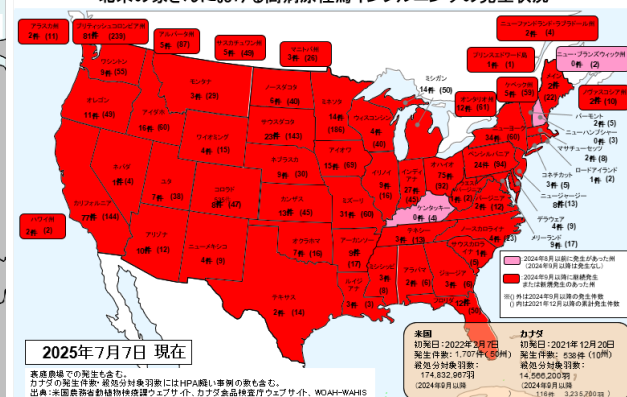


欧州、北米での発生状況

欧州における高病原性鳥インフルエンザの発生状況（2024年10月以降）



北米の家きんにおける高病原性鳥インフルエンザの発生状況



次シーズン以降に向けた 高病原性鳥インフルエンザ対策

1. 飼養衛生管理の強化

- ・ 養鶏集中地域や過去複数発生地域をあらかじめ指定し、地域ぐるみでの野鳥対策や発生時の速やかな消毒対応等を実施
- ・ 続発の一因と考えられる塵埃対策等を、法律に基づく飼養衛生管理基準に新たに位置付け
- ・ 再発農家への改善確認の強化、手当金減額率の見直し
- ・ 指導に従わない農家への法的な指導や勧告の実施

2. 農場の分割管理の推進

- ・ 分割管理に取り組む場合の対応を飼養衛生管理基準に位置付け
- ・ 防疫措置に多大な時間を要する大規模農家での分割管理の検討を義務付け
- ・ 導入を促進するため、分割管理の運用の見直し

3. ワクチン接種の検討

- ・ 効果の高い新技術ワクチンの開発や欧米の状況を踏まえ、ワクチン接種の導入に向けた技術的な論点・課題について検討する予定

4. まん延防止に向けた防疫措置の見直し

- ・ 民間事業者の活用が進むよう、事業者のリスト化、研修の実施、事前の協議等を促進

- 口蹄疫については平成23年2月に清浄国(ワクチン非接種)に復帰。
- 高病原性鳥インフルエンザについては令和7年6月に自己清浄化宣言。
- BSEについては、平成25年5月、WOAHの「無視できるBSEリスク」の国に認定。
- 飼養衛生管理基準の遵守の徹底とともに食の安全確保のための農場HACCP※を推進。

※農場HACCPとは、畜産農場における衛生管理を向上させるため、農場にHACCPの考え方を取り入れ、農場段階で危害要因をコントロールする手法。

高病原性及び低病原性鳥インフルエンザ

H22年11月～H23年3月	H5N1高病原性、9県24事例、約183万羽
H26年4月	H5N8高病原性、1県1事例、約11万羽
H26年12月～H27年1月	H5N8高病原性、4県5事例、約35万羽
H28年11月～H29年3月	H5N6高病原性、9県12事例、約167万羽
H30年1月	H5N6高病原性、1県1事例、約9万羽
R2年11月～R3年3月	H5N8高病原性、18県52事例、約987万羽
R3年11月～R4年5月	H5N1、H5N8高病原性、12県25事例、約189万羽
R4年10月～R5年5月	H5N1、H5N2高病原性、26県84事例、約1771万羽
R5年11月～R6年4月	H5N1、H5N6高病原性、10県11事例、約86万羽
R6年10月～R7年2月	H5N1高病原性、14道県51事例、約932万羽

BSE

H13年9月～H21年1月(36頭)
(H14年2月以降に日本で生まれた牛での発生はない)

無視できるBSE
リスクの国に認定
(H25年5月)

<条件>

- ①サーベイランスの実施
- ②過去11年以内に自国内で生まれた牛で発生なし
- ③8年以上の有効な飼料規制

口蹄疫

H12年3～5月	宮崎県、北海道(4事例、牛 740頭)
H22年4～7月	宮崎県(292事例、牛・豚等 297,808頭)

豚熱

H30年9月～(R7年7月22日時点、24都県99事例、約43.0万頭)

(注) 頭羽数は関連農場を含む殺処分頭羽数

【農場HACCP認証農場】

乳用牛	:	49農場
肉用牛	:	129農場
乳用牛・肉用牛	:	3農場
養豚	:	166農場
採卵鶏	:	103農場
肉用鶏	:	15農場

計 : 465農場

(R7年5月23日時点)

- 改正食料・農業・農村基本法では、国内生産では需要を満たすことができない農産物（小麦・大豆・とうもろこし）等の安定的な輸入の確保を図るため、各般の施策を講じることとする旨を規定。
- この規定に基づき、調達先の多様化を図りつつ、①我が国事業者が輸入相手国に有する調達網への投資の促進、②輸入相手国との政府間対話の枠組みの整備、③国内における官民の情報共有の強化、を推進していく方針。

輸入相手国における調達網への投資促進

- ・ 我が国への安定的な供給を確保する上で、我が国商社等が輸入相手国に有している調達網の維持・強化が図られるようにすることが不可欠。
- ・ 具体的には、商社等が保有する集荷・船積み施設等に対し、必要な投資が継続されるようにするための支援が必要。

①投資案件の形成

事業性の判断に必要な調査
〔フィージビリティスタディ〕



予算による支援



②投資の促進

資金の調達



民間金融機関からの融資のほか、JBICの出融資やNEXIの融資保険等の活用による資金供給

③現地インフラの整備

輸入相手国の公共輸送インフラ
（港湾や鉄道・道路等）の整備



我が国のODA等の活用による支援

政府間対話の枠組みの整備

カナダ

- ・ 2024年11月、第2回日加農業食料政府間協力対話を実施し、食料供給に関する不測の事態が生じた場合に、政府間で効率的な情報共有等を行えるようにする「食料安定供給に係る対話枠組み」の設立に合意。



ブラジル

- ・ 2024年9月、G20農業大臣会合に合わせて、閣僚級の第5回日伯農業・食料対話を開催。農業・食料分野における協力に関する政府間覚書を締結。



国内における官民の情報共有の強化

- ・ 平時からの主要穀物等の安定的な輸入の確保に係る施策を進める上では、これら品目の調達ビジネスを担う商社各社が有するビジネス上の課題・ニーズの所在を的確に把握する必要。
- ・ 2024年6月、（一社）日本貿易会会員企業と当省との間で、「食料の安定的な輸入の確保に関する協議会合」を初開催。日本貿易会からは我が国への食料の安定的な輸入の確保に向けた要望書が手交。
- ・ また、「食料の安定的な輸入の確保に関する協議会合」を実務的にフォローアップするため、令和6年10月に、日本貿易会会員各社との間の「連絡会」を立上げ、継続的に開催。



← 食料の安定的な輸入の確保に関する協議会合

第2回「連絡会」→の様子

（出典）日本貿易会Webサイト

